

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

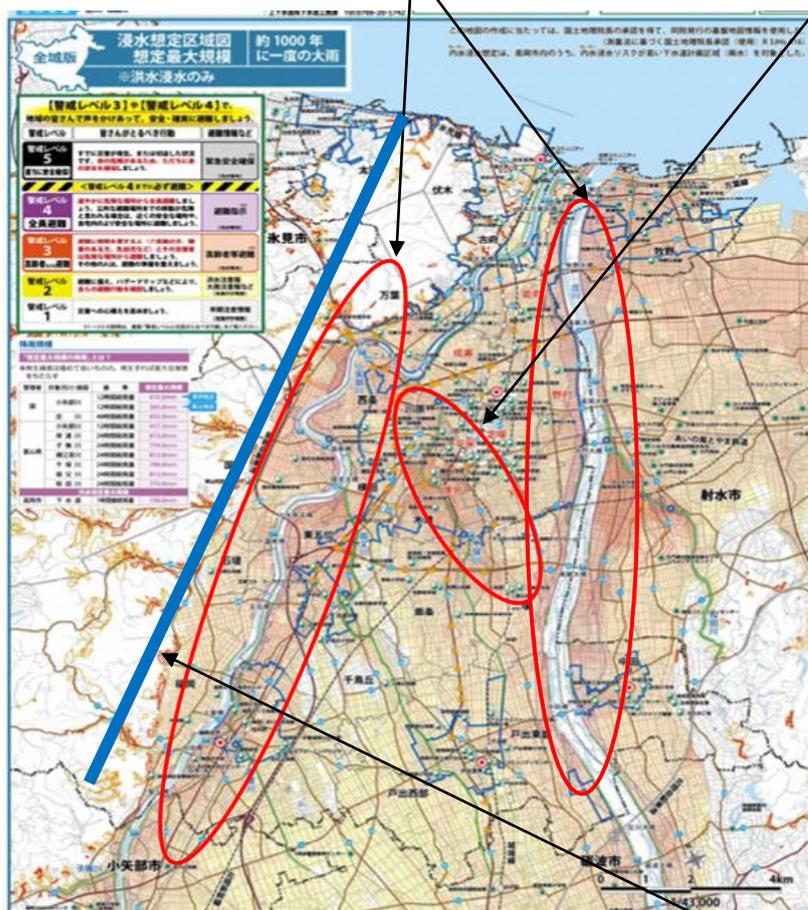
高岡市は、富山県北西部に位置し、市域は、東西約 24.5km、南北約 19.2km、面積は 209.58 ㎢ で、富山県の面積の約 5% を占める富山県第 2 の都市である。

市内西側は、二上丘陵とこれに連なる西山丘陵からなる山間地域で、東側の平野部は庄川・小矢部川によって形成された沖積平野が広がり、良質の地下水に恵まれている。また、北側は富山湾に面しており、これらの山・川・海により深緑と清らかな水に包まれた四季折々に変化する豊かな自然を享受している。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当所の管轄地域（戸出・中田・福岡地区除く）におけるハザードマップ（想定最大規模）によると、殆どの地域が 1 階床上浸水（0.5m 以上～3.0m 未満）の浸水が予想され、事業所も多く存在する庄川・小矢部川周辺、市街地の主流河川である千保川周辺では、3.0m 以上（2 階浸水）が予想されている。



(浸水深さ)
※濃ももいる部・・・3.0m 以上
濃厚ももいる部・・・5.0m 以上

図 1. 洪水ハザードマップ (全域版)

(土砂災害：ハザードマップ)

当所の管轄地域におけるハザードマップによると、石堤・国吉・万葉・伏木・古府・太田地区にある山間地域では、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、市街地地区よりは少ないが、各業種の事業所は点在している。

(地震：J-SHIS)

J-SHISによると、高岡市は重なる形で、**巴知瀉断層帯・呉羽山断層帯**が認められており、今後30年の間に地震が発生する可能性がそれぞれ1.92%・0.3%、今後50年では3.17%・0.51%となっている。

また、令和6年元日に発災した令和6年能登半島地震は、死者・安否不明者が600名を超え、北陸地方に大きな被害を出した。この地震により、**高岡市**においても多数の被害が発生しており、地震による液状化現象を原因とする隆起陥没等により、道路や電柱などの公共物や、住家など建築物の沈下・傾斜等の被害が出た。今なお、復興は道半ばの状況である。

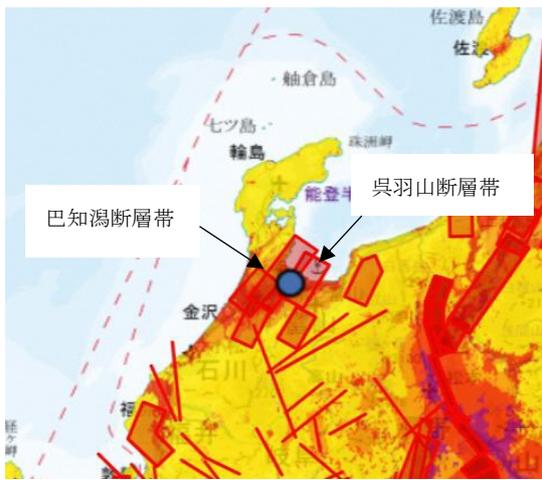


図2. 高岡市周辺の断層帯
(地震ハザード
ステーションHPより)

1. 人的被害 (R7.12.17時点)

死者		8
	うち災害関連死	8 富山1、高岡2、氷見4、射水1
行方不明者		0
負傷者	重傷	14 富山5、高岡3、氷見2、射水4
	軽傷	44 富山13、高岡3、魚津2、氷見9、黒部8、砺波1、小矢部2、射水3、朝日3
		66

2. 住家被害 (R7.12.17時点)

	全壊	半壊	一部破損	計
富山市	2	49	3,685	3,736
高岡市		152	5,338	5,490
魚津市			109	109
氷見市	232	504	6,037	6,773
滑川市			212	212
黒部市			248	248
砺波市			203	203
小矢部市	10	40	1,829	1,879
南砺市			265	265
射水市	14	64	3,337	3,415
舟橋村			33	33
上市町			155	155
立山町			84	84
入善町			72	72
朝日町			144	144
合計	258	809	21,751	22,818

図3. 令和6年能登半島地震による被害状況
(富山県HPより)

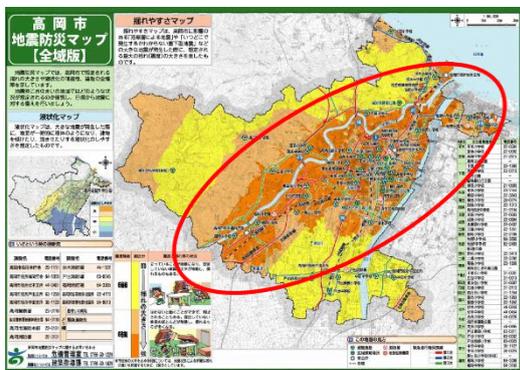


図4. 地震防災マップ (全域版)

(地震：地震防災マップ)

当所の管轄地域における地震防災マップによると、影響のある「活断層による地震」や「いつどこで発生するかわからない直下型地震」等の大きな地震が発生した際に、想定される最大の揺れ(震度)の大きさでは、市内の大部分で、震度**6強**(だいだいいろ・うすだいだいいろ部)を示している。

(2) 商工業者の状況

業 種	令和3年	備考（主な業種の立地状況）
AB 農林漁業	61	—
C 鉱業・採石業、砂利採取業	6	—
D 建設業	762	市内に分散
E 製造業	821	市内に分散、河川周辺に団地有
F 電機・ガス・熱供給・水道業	9	—
G 情報通信業	39	—
H 運輸業、郵便業	98	市内に分散、幹線道路沿い中心
I 卸売業、小売業	1,358	市内に分散、団地は幹線道路沿い
J 金融業、保険業	66	—
K 不動産業、物品賃貸業	332	市内に分散
L 学術研究、専門・技術サービス業	224	市内に分散
M 宿泊業、飲食サービス業	509	市街地に多いが、市内に分散
N 生活関連サービス業	719	市内に分散
O 教育、学習支援	174	—
P 医療、福祉	242	市内に分散
Q 複合サービス業	47	—
R サービス業（他に分類されないもの）	432	市内に分散
小規模事業所数	5,899	
総事業所数	8,698	

経済センサス活動調査結果（令和3年）による市内の小規模事業者数は、上表のとおり、「卸・小売業」、「製造業」、「建設業」の順で多く、庄川・小矢部川周辺に工業団地はあるが、事業所は、市内に広く分散している。

また、令和7年12月26日現在の当所会員事業所数は3,121件で、地域別数をみると、庄川周辺の野村地区が10.9%（343件）、高岡駅周辺の定塚地区が9.4%（295件）、小矢部川周辺を含む西条地区が7.3%（229件）と多く、大型河川周辺にも多くの事業所があることが伺える。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

①高岡市防災会議の開催

災害対策基本法に基づき設置している。高岡市地域防災計画の作成及びその実施を推進するほか、防災に関する重要事項を審議している。

②高岡市地域防災計画の作成

地震や大雨等の自然災害から、市民の生命、身体、財産を守るため、災害対策基本法に基づき、具体的な災害対策について定めた高岡市地域防災計画を作成している。

③高岡市総合防災訓練の実施

毎年、総合防災訓練では、住民と高岡市、関係機関相互の連携を強化し、実践的な訓練を実施することにより、防災に関する知識・技術の取得、心構えの形成と意識の高揚を図っている。

また、住民主体の「わがまち訓練」に重点を置くとともに、自主防災組織や消防団、関係機関等が連携し、各地域の防災力の向上を図っている。

④災害備蓄計画の策定

県の災害救助物資の備蓄の考え方を基本に、市内全域を対象とする地震による被害想定及び大規模地震の被災都市の教訓を踏まえて災害備蓄計画を策定している。

⑤災害時受援計画の策定

大規模災害発生時に、県と連携し、他の地方公共団体、民間企業、ボランティア等の各種団体から人的・物的支援を円滑に受け入れる体制をあらかじめ整備することにより、迅速かつ効果的な被災者支援を実施するため、災害時受援計画を策定している。

2) 当所の取組

①事業者BCPに関する国の施策の周知

中小企業・小規模事業者の災害発生時の備えの必要性について、BCPの策定と運用に関する情報を、当所の広報媒体（会報誌等）でのPRやチラシ・パンフレットの相談窓口やセミナー等にて配布し、防災知識の普及啓発・周知を行っている。

②事業者BCPの策定支援

中小企業・小規模事業者の「事業継続力強化計画」（国認定）策定支援を実施し、事業者の対策推進に取り組んでいる。

③事業者BCPセミナーの開催

近年は、(独)中小企業基盤整備機構と共催でBCP関連セミナーを開催し、中小企業・小規模事業者の防災意識の普及啓発・周知を行っている。

④損害保険会社と連携した損害保険への加入促進

日本商工会議所では、各損害保険会社と業務提携し、多種多様なリスクに備えた保険制度（ビジネス総合保険制度、業務災害補償プラン、情報漏えい賠償責任保険等）の活用を促進している。

また、事業者の火災や地震等への対策として、富山県火災共済協同組合と連携した普及・加入促進を行っている。

⑤防災備品の備蓄

当所が所有している「高岡商工ビル」の本部隊として、医薬品、携帯ラジオ、携帯用拡声器、ロープ、メガホン等をそれぞれ備蓄している。

⑥防災訓練の実施

所有ビルは、多くのテナントも入居しており、テナント入居者も参加する当ビル全体での避難訓練を定期的（年2回）に行っている。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・事業継続力強化計画の策定支援 12件（令和3～7年度）
 - ・県小規模事業者事業継続力強化補助金の策定支援 6件（令和3～7年度）
 - ・BCP関連セミナーの開催 年1回
 - ・防災訓練の実施 年2回
- 〈参考〉
- ・能登半島地震に関する相談 601件（内、資金繰り40件、補助金409件）
（令和6年1月～令和7年3月）
 - ・小規模事業者持続化補助金[災害枠]の策定支援 104件（令和5～7年度）

II 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

当所管轄地域における中小企業・小規模事業者の防災・減災対策支援において、次のような課題がある。

①緊急時における行政、関係機関との連携体制

各組織の業務継続計画等に従って、事業者への支援対策を実施することになっているが、両者の連携・協力体制について十分な議論ができていない。

②事業者BCP策定の周知・支援

当所への相談状況やセミナー参加状況からも、地域内事業者のBCP策定に関する課題意識が低いと考えられ、特に、小規模事業者では顕著であると考えられる。

普及啓発・周知活動も十分ではなく、各機関・団体がそれぞれで取組んでおり、関係機関との連携による取組み強化が必要である。

③事業者BCP策定支援におけるスキル不足

経営相談におけるBCP関連件数が少ないこともあり、当所職員がBCP策定支援に関わることが少なく、支援スキルの向上が課題であり、資質向上の取組みとともに、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

【対策】

当所と当市が一体となり、それぞれの役割を確認・担当することによって、地域内事業者の事業継続力の強化に繋げる

①緊急時における行政、関係機関との連携体制の強化

当所と当市、関係機関にて定例会議（年1回程度）を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を確認するとともに、実施状況に応じて適切な見直しを行う。

②事業者への災害リスク対策の周知強化

地域内中小企業・小規模事業者に対して、自然災害等のリスク及び事前対策の必要性を認識してもらうよう、周知活動を強化する。

③事業者BCP策定支援の強化

当所職員の資質向上とともに、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携による相談支援の体制を整え、特に小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

Ⅲ 目標

当所と当市が一体となり、上記の対策によって、地域内事業者の事業継続力の強化に繋げることを目標とする。

- ・地区内事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・事業継続力強化計画の策定やソフト・ハード両面での対策実施を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取組んでいくこととする。

- ・巡回訪問、窓口相談によるBCP関連事業の説明 年50件以上
- ・事業継続力強化計画の策定支援 年3件以上
(R6 県内企業策定129件×当所管轄比率14%×2割支援と仮定)
- ・県小規模事業者事業継続力強化補助金の策定支援 年2件以上
- ・BCP関連セミナーの開催 年1回以上
- ・損害保険会社等と連携して、損害保険制度加入の促進 年20件以上

※その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに県（地域産業振興室 経営支援課）へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

当市の地域防災計画等について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時等に、速やかに応急対策等に取り組めるようにする。

1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

中部経済産業局及び富山県、当市等と連携し、市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

当所としては、地区巡回訪問等に合わせて、状況把握に努める。

2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援（知見の共有及び事業継続力の底上げ）の内容

① 広報媒体や巡回等による啓発活動

当所会報誌、市広報、ホームページ、メールマガジン等の広報媒体や事業者への巡回や面談時において、国施策の紹介やハザードマップ等を用いての立地場所のリスク状況及びリスク対策、損害保険の概要、事例紹介（当市が運営・連携する「高岡市防災情報メール」「Yahoo!防災速報アプリ」等）を活用し、その情報を基にした迅速な避難行動が取れる体制の確立等について周知する。

② BCP関連セミナーの開催

専門知識やノウハウを持つ専門家（(独法)中小企業基盤整備機構）や損害保険会社等と連携して、BCP策定や自然災害への対策等、BCPに関連するセミナーを開催する。

③ 事業者BCP策定に関する支援

事業継続力強化計画や小規模事業者においても取組みやすい簡易型BCP等の策定支援を行う。

また、BCP策定支援に関わる職員向けに、リスクマネジメント基礎や管内の災害リスク、BCP策定等に関する研修（勉強会）を開催し、職員の支援スキルの向上を図る。

3) フォローアップ

当所と当市、市内で同計画を実施する商工団体（高岡市商工会）にて定例連絡会議（年1回程度）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

巡回・面談時に、支援事業者のBCP遂行状況の把握及び事業遂行のフォローに努める。

4) 関係団体等との連携

関係機関（工業団地、商店街、損害保険会社等）との共催にて、BCP関連セミナーの開催を行うとともに、リスクファイナンス対策（各種保険の紹介）等に関する個別相談での連携や普及啓発ポスター等の掲示を依頼する。

5) 発災後の情報収集・提供及び対策

自然災害等による発災時には、人名救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関へ報告する。

① 応急対策の実施可否の確認

発災後速やか（目標：2時間以内）に、当所役職員の安否確認を行う。

安否確認の際には、様々な通信手段（携帯電話・メール・LINE等）を活用し、(1)本人・家族の被災状況、(2)大まかな被害状況（近隣の家屋被害や道路状況等）、(3)出勤できる状態か否か等について、できるだけ情報を収集する。

また、発災後3時間以内には、当所と当市間で、安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

② 応急対策の方針決定

当所の管轄地域における被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。判断基準とする被害状況は下表のとおりであり、応急対策としては、「緊急相談窓口の設置・相談業務」「被害状況等の把握業務」等を想定している。

当所では、早急に緊急事態対策本部（管理職以上の職員を想定）を設置し、応急対策業務の役割分担を決め、被害状況等の集約、関係機関との連絡調整等を行う。

○被害規模の目安（判断基準）

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	・ 地区内の10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内の1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内の1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内の0.1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

当所と当市間では、下記表を目安として被害情報等を共有する。（情報の共有回数等については、状況に応じて変更していくこととする。）

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	2日に1回共有する
1ヶ月以内	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

自然災害等発生時に、地域内中小企業・小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

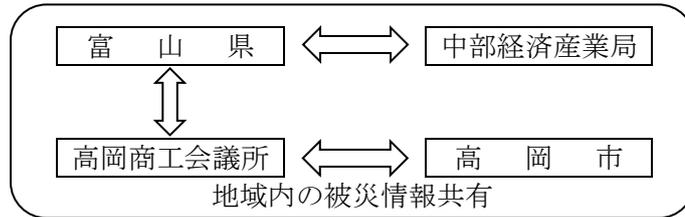
・ 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。

・ 被害状況の確認方法及び分担、被害額の算定方法等について、予め市と確認しておく。

（被災事業者からの被害情報収集では、り災証明申請書に「被害状況」や「推計被害額」記載欄を設ける方法等、様々な方策を検討する。）

・ 市と共有した情報については、県の指定する方法にて当所より県へ報告する。

〔連絡体制図〕



④応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

「応急対策の方針決定」にて記載したとおり、相談窓口の開設方法については、当市と相談して決める。

- ・当所は、国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口は、安全性が確認された場所にて設置する。

また、地域内中小企業・小規模事業者の被害状況等を確認するとともに、有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について周知する。

⑤地域内小規模事業者に対する復興支援

県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を定め、被災した中小企業・小規模事業者に対して支援を行う。

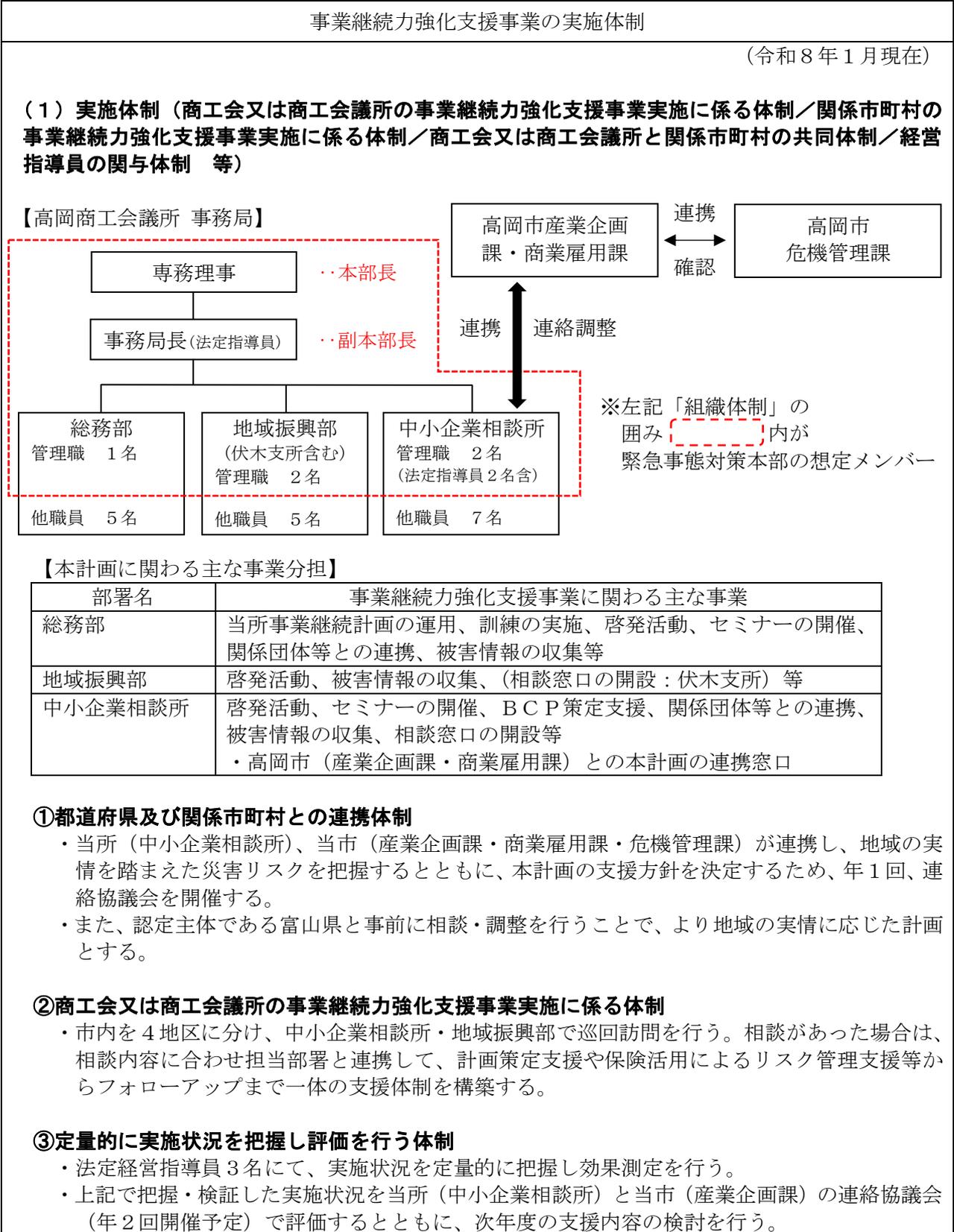
なお、被災規模が大きく、当所職員だけでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに県（地域産業振興室 経営支援課）へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当所職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や保険、リスクファイナンス等の専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

【氏名】 空 哲男・山崎 裕・裏田枝里子

【連絡先】 後述(3)①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- 以下に関する必要な情報及び助言等を行う。
- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ(年1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

高岡商工会議所 中小企業相談所
〒933-8567 富山県高岡市丸の内1番40号
TEL: 0766-23-5007 / FAX: 0766-22-6792
E-mail: soudan@ccis-toyama.or.jp

②関係市町村

高岡市 産業振興部 産業企画課
〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号
TEL: 0766-20-1395 / FAX: 0766-20-1287
E-mail: sangyo@city.takaoka.lg.jp
高岡市 産業振興部 商業雇用課
〒933-0029 富山県高岡市御旅屋町101番地
TEL: 0766-20-1592 / FAX: 0766-20-1496
E-mail: shogyo@city.takaoka.lg.jp

(4) 被害情報等報告先

富山県 商工労働部 地域産業振興室 経営支援課
〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号
TEL: 076-444-4402 / FAX: 076-444-3251
E-mail: achiikisangyoshien@pref.toyama.lg.jp

※報告にあたっては、収集情報の取りまとめが容易な電子メールを第一に利用する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに県(地域産業振興室 経営支援課)へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
1. 専門家派遣費 ・ 個社支援・専門家謝金	80	80	80	80	80
2. セミナー開催費 ・ BCP策定セミナー等	200	200	200	200	200
3. パンフ、チラシ作成費 ・ チラシ等印刷・配布	100	100	100	100	100
4. 防災対策費 ・ 医薬品、防災グッズ備蓄	120	120	120	120	120

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自己資金、国・県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等